

## 昭和二十八年運輸省令第四十二号

臨時船舶建造調整法施行規則

整法施行令第二条の規定に基き、並びに同法を実施するため、臨時船舶建造調整法施行規則を次のように定める。

(建造の許可を要しない船舶)

第一条 臨時船舶建造調整法施行令（昭和二十八年政令第百八十八号。以下「令」という。）第一條の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 国からの注文に係る船舶

二 令第一条第一号に掲げる船舶であつて貨客

三 船以外のもの

四 パイプ敷設船

五 しゅんせつ船

(建造の許可の申請)

第六条 造船事業者は、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号。以下「法」という。）第二条の規定により建造（同条に定める改造を除く。）の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所

二 船舶の計画要目

三 用途

四 総トン数

五 主要寸法（長さ、幅及び深さ）

六 機関の種類、数及び連続最大出力

七 航海速力

八 改造計画

九 改造工事の概要

十 改造工事を行う工場名

十一 改造工事の着手及び完成の予定期日

十二 航海速度

十三 建造計画

十四 船体の製造工場名

十五 使用予定船台の番号

十六 当該船舶の製造番号

十七 起工、進水及びしゅん工の予定期日

十八 建造契約価格及びその内訳

十九 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付するものとする。ただし、外国からの注文に係る申請の場合で、第四号に掲げる書類を添付することが困難な場合には、当該書類の添付を省略することができる。

第一項	この省令は、昭和五九年六月二二日運輸省令第一二号（昭和五九年六月二二日運輸省令第一二号）抄（施行期日）	二 貨物船
第二項	この省令は、昭和四六年一月一日運輸省令第三〇号（昭和四七年一月二〇日運輸省令第六〇号）抄（施行期日）	三 油槽船
第三項	この省令は、公布の日から施行する。	四 特殊貨物船
第四項	この省令は、公布の日から施行する。	五 母船式漁業における母船（許可を受けなければならないトントン数の変更）
第五項	この省令は、公布の日から施行する。	六 令第二条但書の国土交通省令で定めるトントン数は、総トントン数又は載荷重量トントン数について、それぞれその二十パーセントのトントン数とする（変更の承認を受けなければならないトントン数の変更）
第六項	この省令は、公布の日から施行する。	七 法第四条の国土交通省令で定める事項は、次の事項とする。
第七項	この省令は、公布の日から施行する。	八 一般配置図
第八項	この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	九 製造仕様の概要を記載した書面
第九項	この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	一 作業計画を記載した書面
第十項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	二 注文者の当該船舶の使用計画を記載した書面

第一項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	二 貨物船
第二項	この省令は、昭和四六年一月一日運輸省令第三〇号（昭和四七年一月二〇日運輸省令第六〇号）抄（施行期日）	三 油槽船
第三項	この省令は、公布の日から施行する。	四 特殊貨物船
第四項	この省令は、公布の日から施行する。	五 母船式漁業における母船（許可を受けなければならないトントン数の変更）
第五項	この省令は、公布の日から施行する。	六 令第二条但書の国土交通省令で定めるトントン数は、総トントン数又は載荷重量トントン数について、それぞれその二十パーセントのトントン数とする（変更の承認を受けなければならないトントン数の変更）
第六項	この省令は、公布の日から施行する。	七 法第四条の国土交通省令で定める事項は、次の事項とする。
第七項	この省令は、公布の日から施行する。	八 一般配置図
第八項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	九 製造仕様の概要を記載した書面
第九項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	一 作業計画を記載した書面
第十項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	二 注文者の当該船舶の使用計画を記載した書面

第一項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	二 貨物船
第二項	この省令は、昭和四六年一月一日運輸省令第三〇号（昭和四七年一月二〇日運輸省令第六〇号）抄（施行期日）	三 油槽船
第三項	この省令は、公布の日から施行する。	四 特殊貨物船
第四項	この省令は、公布の日から施行する。	五 母船式漁業における母船（許可を受けなければならないトントン数の変更）
第五項	この省令は、公布の日から施行する。	六 令第二条但書の国土交通省令で定めるトントン数は、総トントン数又は載荷重量トントン数について、それぞれその二十パーセントのトントン数とする（変更の承認を受けなければならないトントン数の変更）
第六項	この省令は、公布の日から施行する。	七 法第四条の国土交通省令で定める事項は、次の事項とする。
第七項	この省令は、公布の日から施行する。	八 一般配置図
第八項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	九 製造仕様の概要を記載した書面
第九項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	一 作業計画を記載した書面
第十項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	二 注文者の当該船舶の使用計画を記載した書面

第一項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	二 貨物船
第二項	この省令は、昭和四六年一月一日運輸省令第三〇号（昭和四七年一月二〇日運輸省令第六〇号）抄（施行期日）	三 油槽船
第三項	この省令は、公布の日から施行する。	四 特殊貨物船
第四項	この省令は、公布の日から施行する。	五 母船式漁業における母船（許可を受けなければならないトントン数の変更）
第五項	この省令は、公布の日から施行する。	六 令第二条但書の国土交通省令で定めるトントン数は、総トントン数又は載荷重量トントン数について、それぞれその二十パーセントのトントン数とする（変更の承認を受けなければならないトントン数の変更）
第六項	この省令は、公布の日から施行する。	七 法第四条の国土交通省令で定める事項は、次の事項とする。
第七項	この省令は、公布の日から施行する。	八 一般配置図
第八項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	九 製造仕様の概要を記載した書面
第九項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	一 作業計画を記載した書面
第十項	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	二 注文者の当該船舶の使用計画を記載した書面

書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

<b>第三条</b> この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対しした申請等とみなす。
<b>附 則（平成二二年一月二九日運輸省一号）</b>

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に臨時船舶建造調整法第二条の規定によりされている許可の申請又は同法第四条第一項の規定によりされている承認の申請に係る添付図面及び添付書類については、この省令による改正後の臨時船舶建造調整法施行規則第二条第二項、第三条第二項及び第七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（平成二二年一月二九日運輸省令第三十九号抄）**

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）**

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。